

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) 熊谷上之商業施設計画

埼玉県熊谷市上之字吉原三千百十四番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社新井機械製作所 代表取締役 新井進二

埼玉県深谷市沼尻六百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社新井機械製作所 代表取締役 新井進二

埼玉県深谷市沼尻六百五十五番地 外四者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十一月十五日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千百十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一七七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一一七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 二五二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 七五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時四十五分

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年三月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年三月二十四日から平成二十九年七月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月二十四日から平成二十九年七月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課